

# 随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 八戸の里公園調節池電気設備改良工事

本工事は、八戸の里公園調節池において、流入ゲートの不具合による浸水を防ぐため、電気設備を改良するものである。

八戸の里公園調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。流入ゲートは、調節池が満水となった時に流入を止めるもので、調節池を浸水から守る重要な機器である。

本工事の内容は、ゲートの閉操作中に過トルク等の不具合が生じた時に、自動的に開閉操作を行い、不具合を解消する機能を電気設備に追加するものである。

当該設備は、株式会社安川電機が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置能力が必要であるため、他社では施工できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、株式会社安川電機より事業継承されている安川オートメーション・ドライブ株式会社以外にはなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結したい。